

◎新潟県告示第1261号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

平成27年9月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する指定構造計算適合性判定機関  
株式会社 東京建築検査機構
- 2 変更後の住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地  
東京都中央区日本橋富沢町10番16号
- 3 変更する年月日  
平成27年9月28日